

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）
で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車
廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識
交付証明書を持参し、役場税務課
で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証
明書を持参し、15日以内に役場税
務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった
場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自
動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局

小牧自

動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成29年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成30年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-1113



住宅防火

いのちを守る

7つのポイント！

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災物品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作りましょう。



3つの習慣

- ①寝タバコは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

見直しましょう！

住宅用火災警報器！



住宅用火災警報器は10年以上経過すると電池切れを起こしたり、作動不良となったりします。また、電池切れであったとしても設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。

定期的な作動確認の実施

点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、作動確認をおこなきましょう。作動確認をして反応がなければ本体の故障か電池切れです。少なくとも半年に1回は、作動確認をしましょう。

問合せ先 丹羽広域事務組合消防本部

消防課 ☎95-5158

— 普通救命講習会 —

日時 10月21日(土)

午前9時から正午

場所 丹羽消防署 大口出張所

申込みおよび問合せ先

丹羽消防署本署 ☎95-5151

大口出張所 ☎95-0119